

大規模小売店舗の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和7年3月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗及び所在地を記載した意見書を、令和7年3月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和7年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山形屋

鹿児島市金生町3番1号

2 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前	駐車場No. 1（建物敷地南東側隔地・いづろ立体駐車場）	649台
	<u>駐車場No. 2（建物敷地北東側隔地・朝日立体駐車場）</u>	<u>180台</u>
	<u>駐車場No. 3（建物敷地東側隔地・金生パーキング）</u>	<u>51台</u>
	<u>駐車場No. 4（建物敷地南東側隔地・鹿児島農協）</u>	<u>15台</u>
	<u>駐車場No. 5（建物敷地北東側隔地・県地域振興公社）</u>	<u>46台</u>
	<u>駐車場No. 6（建物敷地北側隔地・鹿児島信用金庫）</u>	<u>21台</u>
	計	<u>962台</u>
イ 変更後	駐車場No. 1（建物敷地南東側隔地・いづろ立体駐車場）	649台
	<u>駐車場No. 2（建物敷地南西側隔地・センテラスパーキング）</u>	<u>100台</u>
	計	<u>749台</u>

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前	駐車場No. 1（駐車場南側・西側、いづろ立体駐車場）	2か所
	<u>駐車場No. 2（駐車場東側、朝日立体駐車場）</u>	<u>1か所</u>
	<u>駐車場No. 3（駐車場東側、金生パーキング）</u>	<u>1か所</u>
	<u>駐車場No. 4（駐車場西側・鹿児島農協）</u>	<u>1か所</u>
	<u>駐車場No. 5（駐車場北側・県地域振興公社）</u>	<u>1か所</u>
	<u>駐車場No. 6（駐車場東側・鹿児島信用金庫）</u>	<u>1か所</u>
	計	<u>7か所</u>
イ 変更後	駐車場No. 1（駐車場南側・西側、いづろ立体駐車場）	2か所
	<u>駐車場No. 2（駐車場東側、センテラスパーキング）</u>	<u>1か所</u>
	計	<u>3か所</u>

3 変更年月日

令和8年1月10日

4 届出年月日

令和7年3月14日